

高知工業高等専門学校情報セキュリティ委員会規則

制 定 平成15年 3月 6日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校に、情報セキュリティを確保するために必要な対策を実施するため、高知工業高等専門学校情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 情報セキュリティポリシー（情報セキュリティの確保に関する方針及び対策をいう。以下同じ。）の策定及び改訂に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーの遵守状況の調査、及びその評価に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関する教育及び啓蒙に関すること。
- (4) その他情報セキュリティの確保に関すること。

2 委員会は、教職員及び学生の情報セキュリティポリシー違反行為が判明した場合は、その違反内容の危険度について調査する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 各学科長
- (4) 専攻科長及び副専攻科長
- (5) 情報処理センター長
- (6) 事務部長
- (7) 総務課長及び学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の責任者は、委員のうちから選任する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成15年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。